平川市公共施設等総合管理計画

【市役所本庁舎】



【猿賀公園】



【道の駅いかりがせき(文化観光館)】



【文化センター】





平成29年3月 (令和4年3月一部改訂)

平川市公共施設等総合管理計画

目 次

はじめに		. 1
1	計画の背景と目的	1
2	2. 計画の位置づけ	1
3	3. 公共施設等の対象範囲	2
2	- 計画の期間	2
第1章	人口・財政の状況	. 3
1	. 人口推計	3
2	2. 財政状況	5
第2章	公共施設等の現状	10
1	. 公共建築物の整備状況	10
	2. インフラ資産の整備状況	
	3. 施設保有数量の推移とこれまでの主な取組	
	中長期的な経費の試算方式ハルサラスタの機能を関しております。	
-2	2. 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み	.29
第4章	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	35
1	. 現状や課題に関する基本認識	.35
2	2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	
3	3. 具体的な取組方策	.39
第5章	推進体制	45
1	. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方	.45
2	2. フォローアップの実施方針	.46



はじめに

1. 計画の背景と目的

本市では、人口増加への対応や多様化する住民ニーズを背景に、道路、橋梁、公営住宅、文化系施設、行政系施設など、多くの公共施設等を整備してきました。

現在、これらの公共施設等は老朽化が進み、間もなく建替や大規模改修の時期を迎えることから、修繕や更新が集中し、多額の費用確保が必要となることが予測されます。

一方、社会保障費をはじめとした経常経費の増加に伴う財政の硬直化、市町村合併算 定替えの終了による地方交付税の段階的縮減等、今後の厳しい財政状況が見込まれる中 で、どのようにして適正に公共施設等を維持更新していくかが課題となっています。

このような中、東日本大震災以降、災害時における公共施設等の機能確保の必要性が 再認識され、市民の安全確保のためには、保有または管理する公共施設等の維持・更新 が必要不可欠な状況であるとともに、社会情勢の変化に伴う新たな公共サービスに対す る財源も確保していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、本市では、公共サービス・施設等の規模の適正化、公共施設等の効率的な施設管理及び有効活用による公共施設等の全体最適化を図ることで、真に必要とされる公共サービスの提供を維持・確保していくため、平成29年3月に平川市公共施設等総合管理計画(以下、「計画」という。)を策定しました。

その後、国において平成30年2月に公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針 が改訂されたことを受けて、本市においても計画の一部を改訂しました。

2. 計画の位置づけ

平成25年11月に策定された国の「インフラ長寿命化基本計画」は、あらゆるインフラを対象に、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するための計画です。

本市の計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」などを踏まえて策定するものであり、今後の各施設の個別計画の指針となるものです。

また、「平川市長期総合プラン」や「平川市行政改革大綱」と整合を図り、各施策・ 事業目的における公共施設等の役割や機能を踏まえた横断的な内容とします。

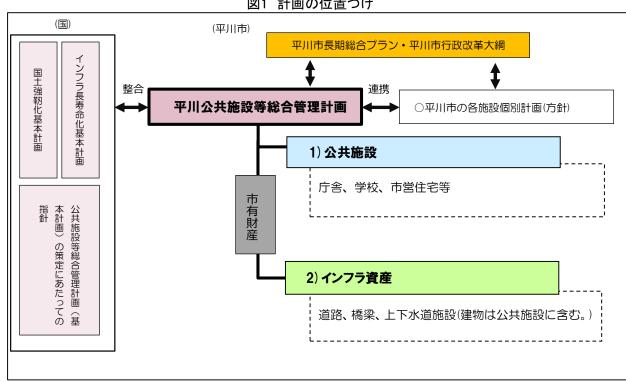


図1 計画の位置づけ

3. 公共施設等の対象範囲

(1)計画の対象

本計画の対象は、市が保有・管理する公共施設とインフラ資産とします。

(2)作成にあたっての情報収集方法

平成28年3月末時点の『平川市市有財産リスト』の情報(種類、建築年、経過年数、 延床面積、構造等)を基に、各課へのヒアリング調査(改修の履歴や維持管理費、利用者 数等)の情報を加味して、整理を行いました。

また、施設の集計単位は、施設ごとに建物情報等を整理しました。

公共施設の分類・整理は、一つの施設で、複数の棟別に区分される場合があります。

(例:小学校の校舎、体育館など)

4. 計画の期間

計画期間は平成29年度から令和38年度までの40年間とします。

ただし、計画期間内であっても、必要に応じて適宜、見直すものとします。

第1章 人口・財政の状況

第1章 人口・財政の状況

1. 人口推計

本市の人口は昭和55年には3万8,979人でしたが、平成27年の国勢調査では3万2,106人となり、30年間で17.6%減少しています。

平川市人口ビジョン(平成27年11月)では、出生率の向上や平均寿命の延伸、人口流出の歯止めといった人口減少克服に関する仮定を設定し、これらが実現する場合、当市の人口は令和22年に2万5,190人になると推計されています。

また、年少人口(0~14歳)の構成割合は令和2年以降に、生産年齢人口(15~64歳)は 令和27年以降にそれぞれ上昇に転じるとともに、老年人口(65歳以上)は令和27年以降 低下していくと推計されています。

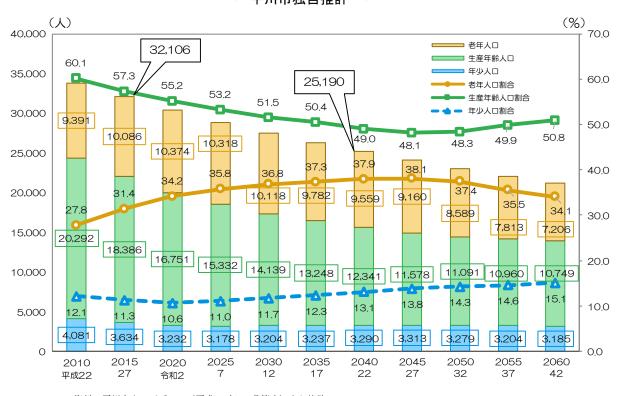
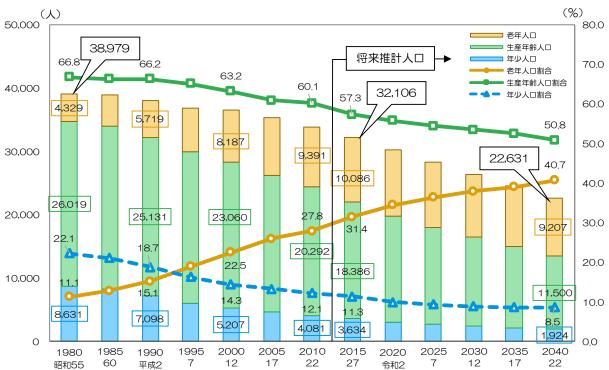


図1.1.1 将来人口推計の構成比(年齢3階層別) ~ 平川市独自推計 ~

資料:平川市人口ビジョン(平成27年11月策定)より抜粋 ※平成22年と平成27年の値は国勢調査の確定値を記載

【参考】図1.1.2 将来人口推計の構成比(年齢3階層別) ~ 国立社会保障・人口問題研究所による推計 ~



資料:総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「地域別将来推計人口 (平成 25 年 3 月推計)

2. 財政状況

(1)歳入の推移

主な自主財源である地方税は24億円程度で推移していますが、今後の人口減少に伴う 地方税の減少が懸念されます。また、主な依存財源である交付税は、特例措置である合 併算定替により旧町村の合算額を措置されていましたが、平成28年度から段階的に縮減 され、厳しい財政運営となる見込みとなっています。

平成30 平成26 平成28 平成25 平成27 平成29 令和2 令和元 項目 (2013)年 (2014)年 (2015)年 (2016)年 (2017)年 (2018)年 (2019)年 (2020)年 地方税 2,349 2,348 2,388 2,379 2,426 2,374 2,441 2,480 222 211 220 218 217 218 223 224 譲与税 7,969 7,314 交付税 8,629 8,316 8,226 7,707 7,424 7,380 2,580 国補助 2,205 2,358 2,463 2,614 2,831 2,480 6,620 1,188 1,307 1,308 1,495 1,259 1,231 1,299 1,359 県補助 5,041 2,132 1,712 2,174 2,280 3,303 1,778 地方債 3,001 その他 1,654 1,927 1,993 2,390 2,355 2,632 2,720 2,426 合計 18,380 18,178 18,772 19,346 19,545 20,014 21,584 22,202

表1.2.1 歳入の推移(百万円)

資料:平川市決算統計データ ※数値は四捨五入しているため合計数値が合わないところがあります。

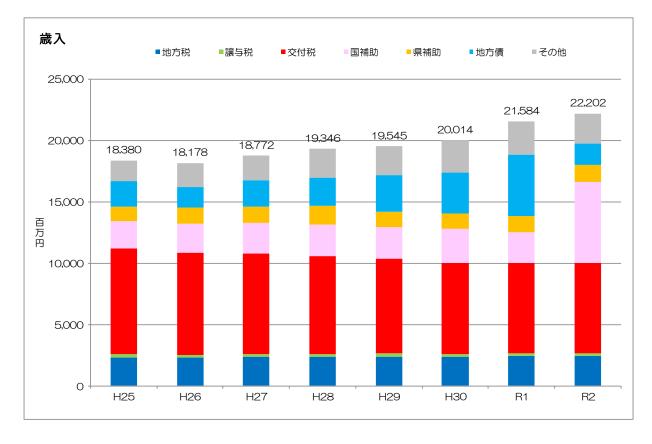


図1.2.1 歳入の推移

(2)歳出の推移

人件費は職員定数削減により減少傾向にありますが、障害福祉サービスや生活保護費などの扶助費は増加傾向にあり、今後、投資的経費に充当される財源の確保は厳しくなるものと見込まれます。

平成26 平成28 平成25 平成27 平成29 平成30 令和元 令和2 年度 (2019)年 (2013)年 (2014)年 (2015)年 (2016)年 (2017)年 (2018)年 (2020)年 人件費 2,560 2,429 2,385 2,290 2,260 2,196 2,235 2,348 1,502 1,521 1,745 1,992 物件費 1,766 1,767 1,986 1,995 維補費 278 366 190 374 329 373 255 317 3,327 3,551 3,710 3,740 3,712 3,780 3,859 扶助費 3,694 補助費 2,059 2,051 2,075 2,018 2,059 2,416 2,265 5,312 公債費 2,732 2,702 2,787 2,714 2,271 2,272 1,962 2,001 繰出金 1,462 1,386 1,468 1,468 1,495 1,444 1,465 1,467 普建費 2,525 2,028 2,725 3,100 3,539 4,293 5,752 2,798 その他 1,474 1,749 1,162 1,297 1,533 666 1,147 1,291 17,920 17,783 18,269 18,746 18,947 19,357 20,852 21,388 合計

表1.2.2 歳出の推移(百万円)

資料:平川市決算統計データ ※数値は四捨五入しているため合計数値が合わないところがあります。

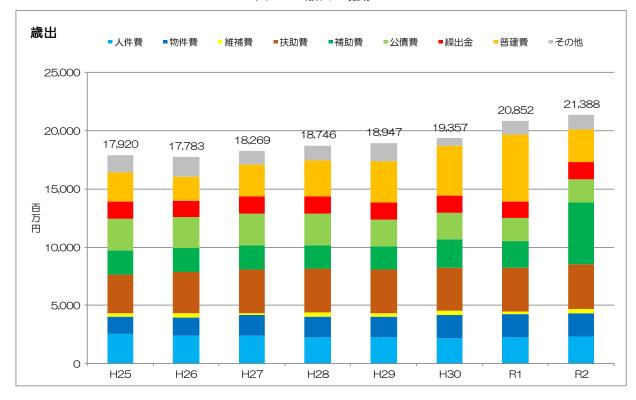


図1.2.2 歳出の推移

(3)財政指標の状況

平成25~令和2年度平川市決算統計による本市の財政指標の状況について、財政力指数・経常収支比率・実質公債費比率・将来負担比率の推移を示します。

1)財政力指数※1

平成25年度からほぼ横ばいで推移しています。青森県内市町村平均と比較すると平年0.06 程度下回っており、県内市町村の中では財政力がやや低いといえます。

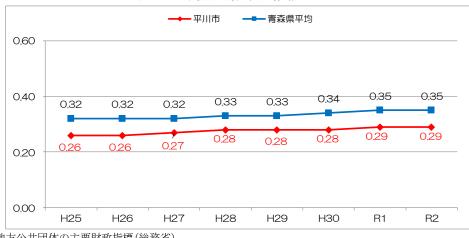


図1.2.3 財政力指数の推移

資料:地方公共団体の主要財政指標(総務省)

※1 地方公共団体の財政力を示す指数で、この数値が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになります。「1」を超える団体は国からの支援を要しない強さを示し、普通交付税の不交付団体となります。

2)経常収支比率※2

平成25年度から86~95%の間を推移していますが、概ね増加傾向で推移してきていることから、増加抑制、低減に努める必要があります。

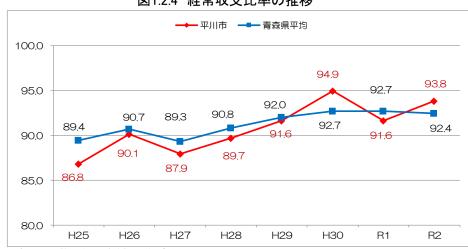


図1.2.4 経常収支比率の推移

資料: 地方公共団体の主要財政指標(総務省)

※2 人件費や公債費、扶助費などの義務的性格の強い(節減することが困難な)経常経費に、市税や普通交付税を中心と する経常一般財源がどの程度充当されているかを見ることにより、財政構造の弾力性を判断する指標です。この比率が 高いほど、新しいサービスを行うための余裕がないことを示しています。

3) 実質公債費比率※3

平成27年度から減少傾向が続き、令和元年度以降は青森県内市町村平均を下回っておりますが、引き続き公債費の抑制に努めていく必要があります。



図1.2.5 実質公債比率の推移

資料:地方公共団体の主要財政指標(総務省)

※3 地方公共団体の公債費が財政に及ぼす負担を表す指標です。「標準財政規模」に対する元利償還金及び準元利償還金の割合で、決算に基づく数値の3ヵ年平均によって算出されます。

「標準財政規模」…地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる指標で、標準税収入額等に普通交付税を加算した額です。

4)将来負担比率※4

平成25年度以降、将来負担額を充当可能財源が上回っており、実質的な将来負担が少ない状況が続いております。

※4 地方公共団体の実質的な将来負担の程度を示す指標です。一部事務組合や第三セクター等も含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する割合を示しています。

(4)維持管理費用の推移

平成27~令和元年度の公共施設維持管理費用は、年間4.4億円前後で推移しております。

表1.2.3 維持管理費用の推移(公共施設)

単位:百万円

	H27	H28	H29	H30	R1	平均
公共施設	451	430	441	463	439	445

(5)投資的経費の推移

1)公共施設及び土木

市全体の投資的経費の平均は<u>約22億円</u>(用地取得分は含まない。以下同じ。)であり、 公共施設は約18億円、土木は約4億円となっています。

表1.2.4 投資的経費(公共施設・道路・橋梁)の推移

単位:百万円

	一般会計	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	平均
1 公	共施設	328	340	692	546	1120	2,036	2,673	3,432	5,035	1,770	1,797
2 ±	木	554	373	594	511	491	350	426	358	357	260	427
内	道路	554	373	594	499	350	262	302	245	228	183	359
訳	橋梁	0	0	0	12	141	88	124	113	129	77	68
	dž	882	713	1286	1057	1611	2,386	3,099	3,790	5,392	2,030	2,224

資料:平川市決算統計データ ※小数点第1位(10万円の位)で四捨五入しています。

2)上水道及び下水道

上水道施設の投資的経費は約34百万円、下水道等施設の投資的経費は約42百万円となっています。

表1.2.5 投資的経費(上水道施設・下水道等施設)の推移

単位:百万円

	特別会計	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	平均
1上	水道施設	19	16	24	12	32	36	32	59	28	77	34
内	上水道	16	15	21	10	31	31	28	58	28	77	32
訳	簡易水道	3	1	3	2	1	5	4	1	0	0	2
2下	水道等施設	21	26	28	30	24	23	46	40	50	132	42
内	公共下水道	11	18	23	25	20	22	41	33	38	75	31
訳	農業集落排水	10	8	5	5	4	1	5	7	12	57	11
	計	40	42	52	42	56	59	78	99	78	209	76

資料:平川市決算統計データ ※小数点第1位(10万円の位)で四捨五入しています。

第2章 公共施設等の現状

第2章 公共施設等の現状

1. 公共施設の整備状況

(1)保有数量

本計画で対象とする公共施設は279施設あり、延床面積の合計は189,178㎡で市民 一人当たり6.2㎡となっております。

また、用途別延床面積の割合は、学校教育施設が37.1%、スポーツ施設が13.4%、 庁舎等が10.3%、集会施設8.9%で、全体の約70%を占めています。

施設の用途 施設 埔 床面積 床面積 大分類(中分類) 施設数 No. 割合 棟数 割合 床面積(㎡) 割合 庁舎等 5.5% 6.4% 19,344 10.3% 0.6 18 23 17,544 广舎等 8 29% 38% 06 16 93% その他 10 3.5% 1.7% 1,800 1 0% 0.1 2 消防施設 40 14.3% 41 9.8% 3,465 1.8% 消防施設 40 143% 41 98% 3,465 1.8% 0.1 0.2 3 公営住宅 0.4% 2.2% 3.0% 1 9 5,743 22% 市営住宅 0.4% 9 5,743 3.0% 0.2 1 4 子育て支援施設 2 0.7% 2 0.5% 471 0.2% 0.0 児童館 0.7% 0.5% 471 0.2% 0.0 5 学校教育施設 15 5.4% 56 13.3% 70,174 37.1% 2.3 校舎・体育館 13 4.6% 54 12.9% 68,356 36.1% 2.2 学校給食センター 0.4% 1 0.2% 1,798 1.0% 1 0.1 その他 0.4% 1 0.0% 1 0.2% 20 0.0 5 1.8% 6 社会教育・文化施設 9 2.2% 9,078 4.8% 0.3 社会教育•文化施設 5 1.8% 9 9,078 4.8% 0.3 7 集会施設 52 54 18.6% 12.9% 16,784 8.9% 0.5 54 集会施設 52 18.6% 12.9% 8.9% 16,784 0.5 8 スポーツ施設 20 13.4% 15 5.4% 4.8% 25,281 8.0 ドーム 0.4% 0.2% 8,713 4.6% 0.3 1 1.4% 8 体育館 4 1.9% 11,359 6.0% 0.4 屋内温水プール 2 0.7% 2 0.5% 4,269 2.3% 0.1 8 9 0.5% その他 29% 2.2% 940 0.0 9 公園・レクリエーション施設 36 12.9% 90 21.5% 3,508 1.9% 0.1 公園・レクリエーション施設 36 12.9% 90 21.5% 3,508 1.9% 0.1 10 保健・福祉施設 11 3.9% 13 3.1% 5,768 3.0% 0.2 保健•福祉施設 11 3.1% 5,768 3.0% 0.2 11 産業系施設 17 6.1% 27 6.4% 12,507 6.6% 0.4 観光施設 9 3.2% 11 2.6% 5,301 2.8% 0.2 農林水産業施設 2.9% 16 3.8% 0.2 8 7.206 38% 12 医療施設 1.1% 4 1.0% 0.7% 0,0 3 1.263 診療所 3 1.1% 4 1.0% 1,263 0.7% 0.0 13 インフラ資産(建物) 21 7.5% 20 4.8% 4,866 2.6% 0.2 上水道(配水場・ポンプ場) 9 3.2% 8 1.9% 448 0.2% 0.0 下水道(集排•特環) 2.9% 2.4% 8 10 4,290 2.3% 0.1 その他 4 0.5% 14% 2 128 0.1% 00 14 環境衛生施設 13 4.7% 13 3.2% 1.0% 1.932 0.1 斎場・墓園 12 4.3% 9 2.2% 1,270 0.7% 0.0 最終処分場 0.4% 4 1.0% 0.3% 0.0 662 15 その他 30 37 4.7% 10.8% 8.8% 8,994 0.3 公衆浴場 15 5.4% 12 2.8% 1,149 0.6% 0.0 15 5.4% 25 6.0% 7,845 4.1% 0.3 普诵財産(建物) 総計 279 100.0% 418 100.0% 189,178 100.0% 6.2 人口(令和3年3月31日 住民基本台帳) 30,616

表2.1.1 公共施設の用途別保有数量(基準日:令和3年3月)

※構成比は、小数点第2位で四捨五入しています。

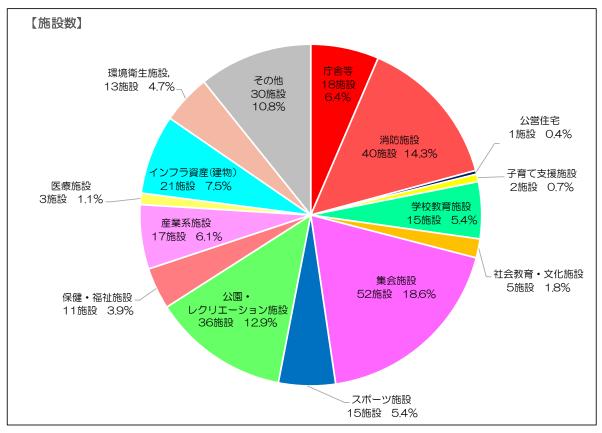
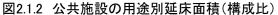
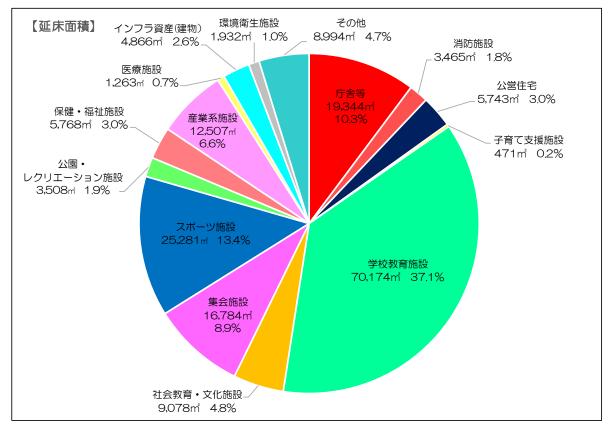


図2.1.1 公共施設の用途別施設数(構成比)





(2)市民一人当たりの延床面積

令和元年度末における本市公共施設(普通財産除く)の市民一人当たりの延床面積は約5.9㎡で、東北・北海道地域の類似団体の平均約7.6㎡より低くなっています。

表2.1.2 東北・北海道地方における類似団体(注)の公共施設の 一人当たりの延床面積(令和元年度末)

県	類似団体	公共施設延床面積 (m ²)	R2年国勢調査人口 (人)	一人当たり面積 (㎡/人)
	平川市	181,331	30,567	5.9
青森県	黒石市	142,721	31,946	4.5
月林宗	三沢市	262,152	39,152	6.7
	つがる市	316,840	30,934	10.2
	網走市	321,549	35,759	9.0
	稚内市	429,807	33,563	12.8
	美唄市	192,617	20,413	9.4
北海道	紋別市	215,492	21,215	10.2
70/母/巨	名寄市	279,575	27,282	10.2
	根室市	212,374	24,636	8.6
	富良野市	182,449	21,131	8.6
	伊達市	230,999	32,826	7.0
	遠野市	250,739	25,366	9.9
岩手県	二戸市	189,040	25,513	7.4
	八幡平市	220,716	24,023	9.2
	男鹿市	188,346	25,154	7.5
	鹿角市	201,119	29,088	6.9
秋田県	北秋田市	304,074	30,198	10.1
	にかほ市	156,391	23,435	6.7
	仙北市	185,684	24,610	7.5
	新庄市	166,394	34,432	4.8
	寒河江市	156,707	40,189	3.9
山形県	上山市	133,457	29,110	4.6
	村山市	122,517	22,516	5.4
	南陽市	134,834	30,420	4.4
福島県	相馬市	205,838	34,865	5.9
	田村市	283,347	35,169	8.1
	道の約3万〜4万人 規模の平均	218,684	28,959	7.6

[※]公共施設延床面積は令和元年度末総務省「公共施設状況調経年比較表」の数値

[※]類似団体:全市区町村を「指定都市」「中核市」「特例市」「特別区」「その他の一般市」「町村」に区分し、「その他の一般市」と「町村」は人口と産業構造に応じ、「一般市」を16類型に、「町村」を15類型に区分したもの(総務省 HPより)

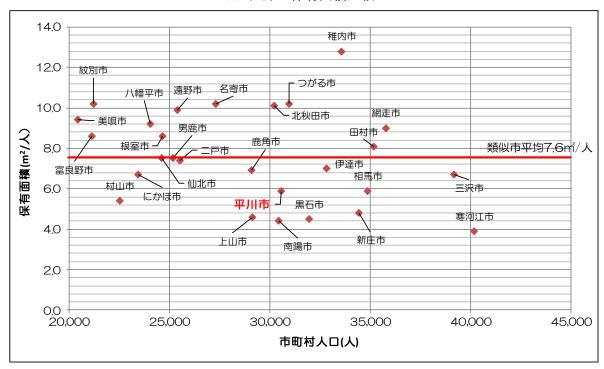


図2.1.3 東北・北海道における同規模及び類似団体の公共施設(建物)の 一人当たりの保有面積比較

図2.1.4 類似団体の公共施設(建物)の延床面積比較



(3)その他

1)建築年別の整備状況

一般的に大規模改修の目安とされている建築後30年を経過した公共施設に係る延床面積は82,111㎡となり、全体の43.5%を占めています。今後老朽化がさらに進行することに伴い、維持管理費の増大や大規模改修費が集中することで、大きな財政負担となることを示しています。

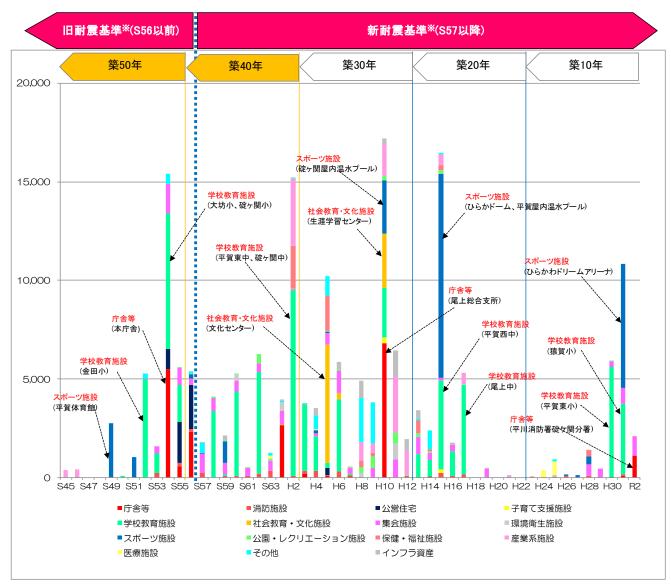


図2.1.5 用途別・建築年別の公共施設の延床面積(単位: ㎡)

※昭和56年6月に建築基準法が改正されています。ここでは、昭和56年以前建築を「旧耐震」、昭和57年以降建築を「新耐震」に分類しています。

表2.1.3 用途別・経過年別延床面積の状況

単位: m

						<u> </u>
建築年代大分類	30年未満	30-39年	40-49年	50-59年	30年以上	老朽化率
庁舎等	8,136	2,837	8,371	0	11,208	57.9%
消防施設	1,626	1,266	573	0	1,839	53.1%
公営住宅	393	0	5,350	0	5,350	93.2%
子育て支援施設	471	0	0	0	0	0.0%
学校教育施設	29,807	25,610	14,757	0	40,367	57.5%
社会教育•文化施設	9,052	26	0	0	26	0.3%
集会施設	8,815	4,867	3,102	0	7,969	47.5%
スポーツ施設	20,155	1,136	3,990	0	5,126	20.3%
公園・レクリエーション施設	2,470	798	71	21	890	26.5%
保健•福祉施設	3,541	2,129	0	0	2,129	37.5%
産業系施設	8,427	3,431	0	748	4,179	33.2%
医療施設	1,081	182	0	0	182	14.4%
インフラ資産	4,454	412	0	0	412	8.5%
環境衛生施設	1,078	790	0	0	790	42.3%
その他	7,224	794	850	0	1,644	18.5%
総計	106,730	44,278	37,064	769	82,111	43.5%

2) 耐震化実施状況

新耐震基準の公共施設は全体の約84%、旧耐震基準で耐震改修を実施した施設は約1%であり、約15%の施設において耐震性の確保が必要と見込まれています。

分 延床面積(㎡) 割合(%) 新耐震基準適合(耐震改修不要) (A) 159,152 84.1 (B) 耐震改修実施済 2,023 1.1 耐震補強工事不要 (C) O.O 旧耐震基準 要耐震補強•未実施 23,144 12.2 耐震改修実施不明 4,859 2.6 189,178 100.0 耐震化済(A)+(B)+(C) 161,175 85.2

表2.1.4 耐震化実施状況

3)有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、類似団体に比べると、低い水準ではあるが増加傾向にあることから、今後も施設の維持管理を適切に進めていく必要があります。

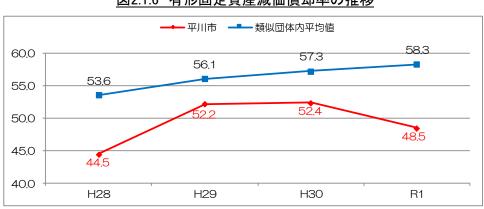


図2.1.6 有形固定資産減価償却率の推移

[※]数値は四捨五入しています。

2. インフラ資産の整備状況

インフラ資産(道路、農道、林道、橋梁、上水道施設、下水道等施設等)に係る現況(延長・面積、整備年代)を把握し、次のとおり整理しました。

	インフラ資産	延長(m)	面積(㎡)	備考
1	道路	1,057,630.8	4,592,294.6	*
	(一般道路)	(1,032,019.8)	(4,493,103.6)	
	(林道)	(24,934.0)	(97,187.0)	
	(農道)	(677.0)	(2,004.0)	
2	橋梁	3,166.8	15,229.4	*
3	上水道	215,527.7	-	*
	(上水道)	(202,031.0)	-	
	(簡易水道)	(13,496.7)	_	
4	下水道	229,401.8	_	*
	(公共下水道)	(172,600.5)	_	
	(農業集落排水)	(56,801.3)	_	

表2.2.1 インフラ資産の状況(令和2年3月末現在)

(1)道路

本市の道路の総延長は約1,058km、総面積は約459万㎡となっています。

(2)橋梁

本市の橋梁は330橋(橋長15m以上:58橋、橋長15m未満:272橋)で、総面積は約15,230㎡となっています。整備後30年以上を経過している橋梁の面積は年度不明を含めると82.3%で、そのうち法定耐用年数の50年を経過している橋梁の面積は19.0%を占めており、老朽化が進んでいます。

衣2.2.2 恒未の柱週十数別笠浦田慎							
経過年	面積		全数量		15m以上		
住地牛	面積(㎡)	割合	数量	割合	数量	割合	
10年未満	465.00	3.1%	1	0.3%	1	1.7%	
10~20年未満	643.00	4.2%	5	1.5%	2	3.4%	
20~30年未満	1,572.80	10.4%	13	4.0%	7	12.1%	
30~40年未満	854.39	5.6%	10	3.0%	7	12.1%	
40~50年未満	3,646.70	23.9%	38	11.5%	15	25.9%	
50~60年未満	2,697.30	17.7%	33	10.0%	13	22.4%	
60年~	198.74	1.3%	4	1.2%	1	1.7%	
不明	5,151.44	33.8%	226	68.5%	12	20.7%	
計	15,229.37	100.0%	330	100.0%	58	100.0%	

表2.2.2 橋梁の経過年数別整備面積

[※] 土木課資料(道路台帳、構造物一覧等)及び上下水道課資料(配水施設データ、下水道台帳等)を基に作成しています。

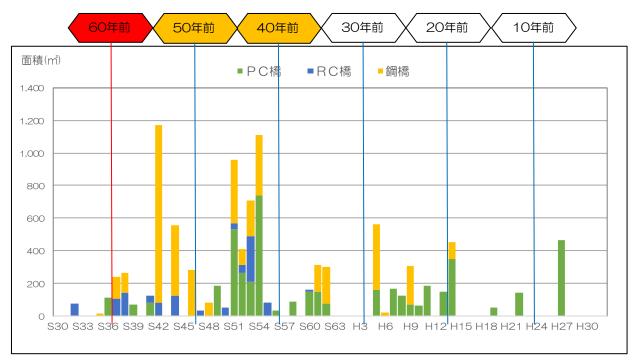


図2.2.1 橋梁の年度別整備面積

※整備年度不明を除く。

※PC 橋: 橋桁に PC(プレストレスト・コンクリート)を使った橋

※RC 橋: 橋桁に RC(鉄筋コンクリート)を使った橋

※鋼橋:橋桁を鋼材でつくった橋

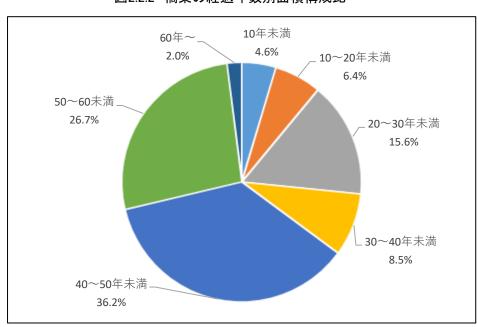


図2.2.2 橋梁の経過年数別面積構成比

(3)上水道施設

1)管種別

本市の上水道施設施設は、約215km(上水道約202km、簡易水道約13km)となっており、その多くを硬質塩化ビニル管が占めています。

耐用年数31年以上を経過する管路は約85%を占めています。

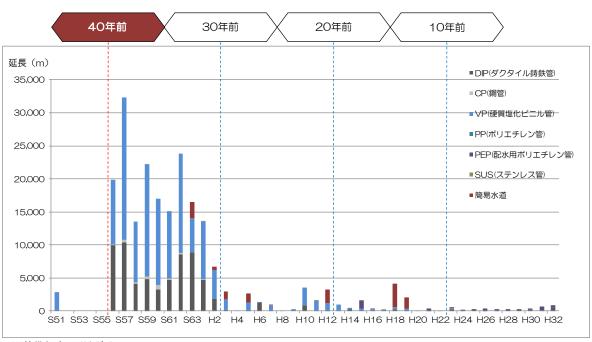
表2.2.3 上水道施設の管種別整備延長

単位:m

管種		10年 以下	11~20年 以下	21~30年 以下	31年 以上	年度不明	<u></u>
	DIP(ダクタイル鋳鉄管)	1,172	683	2,312	61,401	-	65,568
	CP(鋼管)	6	27	155	2,201	-	2,389
上水	VP(硬質塩化ビニル管)	41	2,567	9,573	117,026	-	129,207
道	PP(ポリエチレン管	203	32	-	-	-	235
	PEP(配水用ポリエチレン管)	2,758	1,775	-	-	-	4,533
	SUS(ステンレス管)	=	17	56	26	-	99
簡易水道		-	5,325	4,833	2,920	419	13,497
	合計	4,180	10,426	16,929	183,574	419	215,528
割合		1.9%	4.8%	7.9%	85.2%	0.2%	100.0%

※それぞれの耐用年数は40年

図2.2.3 上水道施設の年代別管種延長



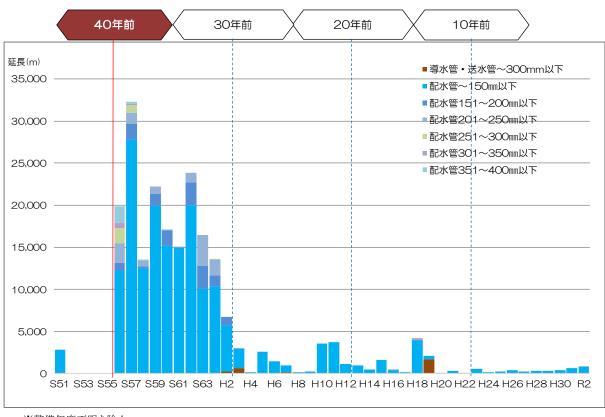
2)管径別

上水道施設の管径別整備は、配水管の150mm以下が約84%を占めています。

表2.2.4 上水道施設延長(管径別)の割合

区分	管径	延長(m)	割合	
導水管•送水管 ~300mm以下		2,761	1.3%	
	~150mm以下	180,561	83.8%	
	151~200mm以下	14,174	6.6%	
配水管	201~250mm以下	12,065	5.6%	
	251~300mm以下	2,634	1.2%	
	301~350mm以下	1,086	0.5%	
	351~400mm以下	2,246	1.0%	
dž		215,527	100.0%	

図2.2.4 年代別上水道の整備状況(管径別)



(4)下水道施設

1)管種別

本市の下水道施設は、昭和58年以降に整備されており比較的新しい施設です。

管路は約229km(公共下水道約172km、農業集落排水約57km)が整備されており、そ の多くを塩化ビニール管が占めています。

法定耐用年数の50年を過ぎている管路は無く、今後10年以内に耐用年数を経過する築 40年以上の管路もありません。

管種 延長(m) 割合 コンクリート管 17,076 7.5% 211,136 塩ビ管 92.0% その他 1,190 0.5% 229,402 計 100.0%

表2.2.5 下水道施設の管種別整備延長

40年前 20年前 10年前 30年前 延長(m) ■コンクリート管 ■塩ビ管 ■その他 24,000 22,000 20,000 18,000 16,000 14,000 12,000 10,000 8,000 6,000 4,000 2,000 S55 S57 S59 S61 S63 H2 H4 H6 H8 H10 H12 H14 H16 H18 H20 H22 H24 H26 H28 H30 R2

図2.2.5 下水道施設の年代別・管種別整備状況

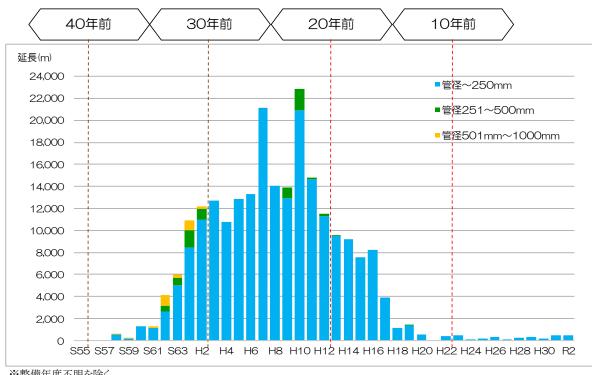
2)管径別整備状況

下水道の管径別整備は、250mm 以下が約96%を占めています。

表2.2.6 下水道等施設の管径別構成比

管径	延長(m)	割合	
管径~250mm	219,660	95.7%	
管径251~500mm	7,070	3.1%	
管径501~1000mm	2,672	1.2%	
計	229,402	100.0%	

図2.2.6 下水道等施設の年代別・管径別整備状況



304 m²

2,262 m

1,595 m

3. 施設保有数量の推移とこれまでの主な取組

面積

延長

延長

ラ

資

産

上水道

下水道

本市の公共施設の保有数量は、平川市陸上競技場・平賀多目的広場やひらかわドリームアリーナの新築などにより平成27年度から4施設増加しましたが、旧平川診療所や旧碇ヶ関総合支所の解体などにより面積は約5,800㎡減少しました。

令和2年度 平成27年度 増減 施設数 275 施設 279 施設 4 施設 公共施設 面積 195,003 m² 189,178 m² △ 5,825 m² 道路 1,057,631 m 7,719 m 延長 1,049,912 m 4,546,620 m 4,592,295 m² 45,675 m² 面積 ンフ 9 m 橋梁 延長 3,158 m 3,167 m

15,229 m²

215,528 m

229,402 m

14,925 m²

213,266 m

227,807 m

表2.3.1 施設保有数量の推移

年度	主な取組		
平成28年度	• 平川市公共施設等総合管理計画策定		
平成29年度	■旧平川診療所解体		
平成30年度	• 平川市公共施設個別管理計画策定		
令和元年度	・尾上学校給食センターを廃止し、平賀学校給食センターへ統合 •		
	・碇ヶ関総合支所を碇ヶ関公民館へ移転(公民館と複合化)		
	• 旧碇ヶ関総合支所解体		
令和2年度	• 本庁公用車車庫解体		
令和3年度	• 平賀農産物集出荷貯蔵施設 • 平賀育苗施設譲渡		

第3章 公共施設等の建替え・大規模改修等に係る 経費の推計

第3章 公共施設等の建替え・大規模改修等に係る経費の推計

1. 中長期的な経費の試算方式

本計画の中長期的な経費の試算については、建物の大規模改修が必要とされる期間(一般に建築後30年)を考慮し、<u>令和4年度から令和43年度までの**40年間**</u>を対象に実施します。

また、試算にあたっては、総務省が公表する「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書(平成23年3月)」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書(平成27年5月)」をベースとし、市の実情に合わせた推計を行うため、次の項目について設定します。

- 〇 耐用年数の設定
- 単価の設定(大規模改修・建替え) ※市の建築実績を踏まえた独自単価を設定
- 期間の設定(大規模改修・建替え)
- 築30年以上経過している施設の処理(経過期間:大規模改修・建替え)
- 新規の建設・整備は行わない。
- 物価変動による改修・更新時の再調達価格の変動は考慮しない。
- その他
 - 今後の建築予定施設に係る費用を計上
 - 普通財産等更新が見込まれない施設に係る費用を除外
 - 橋梁の費用推計は「平川市橋梁長寿命化修繕計画」における LCC(ライフサイクルコスト)を反映

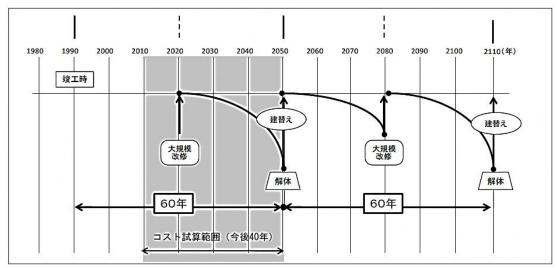


図3.1.1 大規模改修及び建替えのライフサイクル

資料:地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書(平成23年3月 財団法人自治総合センター)

(1)建替えコストの考え方

1)建替え実施年度

今回の試算は、公共施設の標準的な耐用年数とされる60年を設定します。

2) 建替え単価の設定

本計画においては、総務省が公表する単価を参考に、次のとおり市の施設建設実績等を踏まえた独自単価を設定し、試算を行います。

表3.1.1 施設用途別の建替え単価

Ma	施設(建替え単価	
No.	大分類	中分類	(税込)
1	庁舎等	庁舎等	54 万円/㎡
		その他	16 万円/㎡
2	消防施設	消防施設	31 万円/㎡
		その他	31 万円/㎡
3	公営住宅	市営住宅	28 万円/㎡
4	子育て支援施設	児童館	33 万円/㎡
5	学校教育施設	校舎・体育館	39 万円/㎡
		学校給食センター	34 万円/㎡
		その他	16 万円/㎡
6	社会教育•文化施設	社会教育•文化施設	45 万円/㎡
7	集会施設	集会施設	31 万円/㎡
8	スポーツ施設	ドーム	21 万円/㎡
		体育館	42 万円/㎡
		屋内温水プール	36 万円/㎡
		その他	16 万円/㎡
9	公園・レクリエーション施設	公園・レクリエーション施設	36 万円/㎡
10	保健•福祉施設	保健•福祉施設	42 万円/㎡
11	産業系施設	観光施設	32 万円/㎡
		農林水産業施設	23 万円/㎡
12	医療施設	診療所	49 万円/㎡
13	インフラ資産	上水道(配水場・ポンプ場)	36 万円/㎡
		下水道(集排•特環)	36 万円/㎡
		その他	36 万円/㎡
14	環境衛生施設	斎場・墓園	36 万円/㎡
15	その他	公衆浴場	36 万円/㎡
		普通財産(建物)	-

※その他普通(建物)へは市独自単価は設定しない。

3)建替え期間

建替えは、設計、施工と複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、単年度に負担が 集中しないように**期間を3年間**とします。

費用は各年度で均等配分とし、59年目、60年目、61年目に割り当てて計算します。

(2)大規模改修コストの考え方

1)大規模改修の実施年度

実施年度は、施設の種類、建物構造によらず、建設してから<u>一律30年目に実施</u>することと仮定します。ただし、そのうち今後10年以内に建替えを迎える建物については、大規模改修を実施しないものとします。

2)大規模改修単価の設定

本計画においては、総務省が公表する単価を参考に、次のとおり市独自単価を設定し、 試算を行います。

表3.1.2 施設用途別の大規模改修単価

Ma	施設の用途		大規模改修単価
No.	大分類	中分類	(税込)
1	庁舎等	庁舎等	33 万円/㎡
		その他	10 万円/㎡
2	消防施設	消防施設	19 万円/㎡
		その他	19 万円/㎡
3	公営住宅	市営住宅	17 万円/㎡
4	子育て支援施設	児童館	20 万円/㎡
5	学校教育施設	校舎・体育館	24 万円/㎡
		学校給食センター	21 万円/㎡
		その他	10 万円/㎡
6	社会教育•文化施設	社会教育•文化施設	27 万円/㎡
7	集会施設	集会施設	19 万円/㎡
8	スポーツ施設	ドーム	13 万円/㎡
		体育館	26 万円/㎡
		屋内温水プール	22 万円/㎡
		その他	10 万円/㎡
9	公園・レクリエーション施設	公園・レクリエーション施設	22 万円/㎡
10	保健・福祉施設	保健•福祉施設	26 万円/㎡
11	産業系施設	観光施設	20 万円/㎡
		農林水産業施設	14 万円/㎡
12	医療施設	診療所	30 万円/㎡
13	インフラ資産	上水道(配水場・ポンプ場)	22 万円/㎡
		下水道(集排・特環)	22 万円/㎡
		その他	22 万円/㎡
14	環境衛生施設	意場 • 墓園	
15	その他	公衆浴場	22 万円/㎡
		普通財産(建物)	-

[※]その他普通(建物)へは市独自単価は設定しない。

3)改修期間

大規模改修では期間を2年間とし、費用を均等配分とします。

4)築30年以上経過している施設の取り扱い

築30年以上経過し、大規模改修時期が到来している建物については、<u>今後10年間</u>で実施します。

なお、建設時からの経過年数が、30年以上50年未満のものについては、今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、建設時より50年以上経過しているものについては、建替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建替えると仮定します。

(3)インフラ資産の更新の考え方

1)道路

道路の更新費用は、路線ごとに整備するものではなく、区間ごとに整備されるため、年 度別に把握するのは困難なことから、現在の総面積に対し試算します。

① 耐用年数

道路の耐用年数については、全整備面積を15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新 していくと仮定します。

② 更新単価の設定

道路の更新については、次の単価を用いて試算を行います。

表3.1.3 道路の更新単価

分類	対象施設	単価
道路	一般道路(市道)	0.47 万円/㎡

2)橋梁

「平川市橋梁長寿命化修繕計画」における平成75年度までの50年間の LCC(ライフサイクルコスト)約17億円のうち、平成29年度から平成68年度までの約14億円を試算に反映しています。

3)上水道施設

① 耐用年数

上水道管路は、整備した年度から<u>法定耐用年数の40年を経た年度に更新</u>すると仮定します。

② 更新単価の設定

上水道管路の更新単価については、次の単価を用いて試算を行います。

表3.1.4 上水道管路の更新単価

分類	管径	単価	
導水管•送水管	~300mm以下	10.0 万円/m	
	~150mm以下	9.7 万円/m	
	151mm~200mm以下	10.0 万円/m	
配水管	201㎜~250㎜以下	10.3 万円/m	
配水官	251mm~300mm以下	10.6 万円/m	
	301mm~350mm以下	11.1 万円/m	
	351mm~400mm以下	11.6 万円/m	

[※]上水道施設の「建物部分及びプラント部分」は、公共建築物の建替え実施年度・大規模改修実施年度と 同じ年数にて更新・大規模改修すると仮定する。

4)下水道施設

① 耐用年数

下水道管路は、整備した年度から<u>法定耐用年数の50年を経た年度に更新</u>すると仮定します。

② 更新単価の設定

下水道の更新単価については、次の単価を用いて試算を行います。

表3.1.5 下水道管路の更新単価

分類	管径	単価
	~250mm	6.1 万円/m
下水道管路	251~500mm	11.6 万円/m
	501~1000mm	12.4 万円/m

[※]下水道施設の「建物部分及びプラント部分」は、公共建築物の建替え実施年度・大規模改修実施年度と同じ年数にて更新・大規模改修すると仮定する。

2. 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(1)耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み

前述の中長期的な経費の試算方法により、耐用年数経過時に単純更新した場合の更新費用の試算を行いました。

1)公共施設

令和4年度から今後40年間の更新費用の総額は、823.1億円で、1年当たりでは約20.6億円となる見込みです。



図3.2.1 単純更新した場合の見込み(公共施設)

【試算条件】

- ・現在保有している建物を今後40年間保有し続け、築後30年に大規模改修、築後60年に同規模で建替えする。
- ・築30年以上経過している建物は、直近10年間の内に大規模改修を実施する。
- 普通財産等更新が見込まれない施設に係る費用を除外する。
- ・総務省が公表する単価を参考に、市の施設建設実績等を踏まえた独自単価を設定する。

2)インフラ資産

令和4年度から今後40年間の更新費用の総額は、994.6億円で、1年当たりでは約24.9億円となる見込みです。

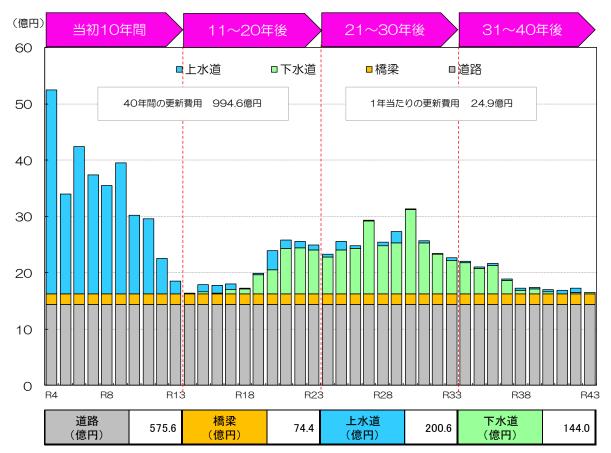


図3.2.2 単純更新した場合の見込み(インフラ資産)

【試算条件】

- ・道路: 道路舗装部は15年で更新し、更新に係る総費用を40年間で等分する。
- ・橋梁:「平川市橋梁長寿命化修繕計画」におけるLCC(ライフサイクルコスト)を反映している。
- ・上水道管路:整備後40年で敷設替えする。

整備後40年以上経過している施設の更新費用は当初5年間に分割する。

・下水道管路:整備後50年で敷設替えする。

3)全体(公共施設及びインフラ資産)

令和4年度から今後40年間の更新費用の総額は、1,817.7億円で、1年当たりでは約45.5億円となる見込みです。

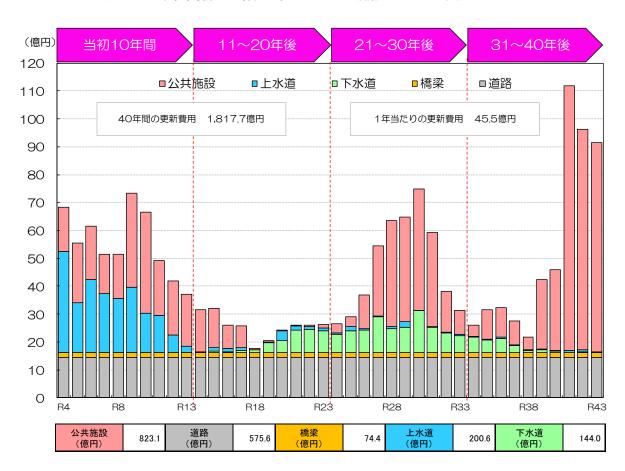


図3.2.3 単純更新した場合の見込み(公共施設+インフラ資産)

(2)長寿命化対策を反映した場合の見込み

長寿命化対策等、個別施設計画の対策を反映した場合の更新費用の試算を行いました。

1)公共施設

令和4年度から今後40年間の更新費用の総額は500.4億円で、1年当たりでは約12.5 億円となる見込みです。

単純更新した場合と比較すると、40年間で322.7億円、1年当たりで約8.1億円の削減効果が見込まれます。

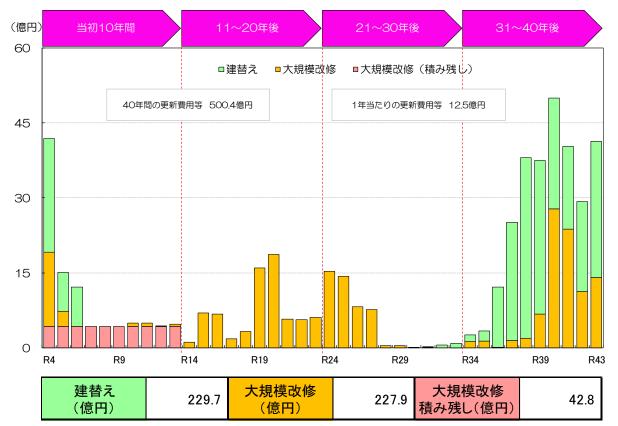


図3.2.4 長寿命化対策を反映した場合の見込み(公共施設)

【試算条件】

- ・現在保有している建物を今後40年間保有し続け、築後40年に大規模改修、築後80年に同規模で建替えする。
- ・築30年以上経過している建物は、直近10年間の内に大規模改修を実施する。
- ・個別計画で大規模改修、建替えの計画があるものは、個別計画を優先する。
- ・普通財産等更新が見込まれない施設に係る費用を除外する。
- ・総務省が公表する単価を参考に、市の施設建設実績等を踏まえた独自単価を設定する。

2)インフラ資産

令和4年度から今後40年間の更新費用の総額は657.4億円で、1年当たりでは約16.4 億円となる見込みです。

単純更新した場合と比較すると、40年間で337.2億円、1年当たりで約8.4億円の削減効果が見込まれます。

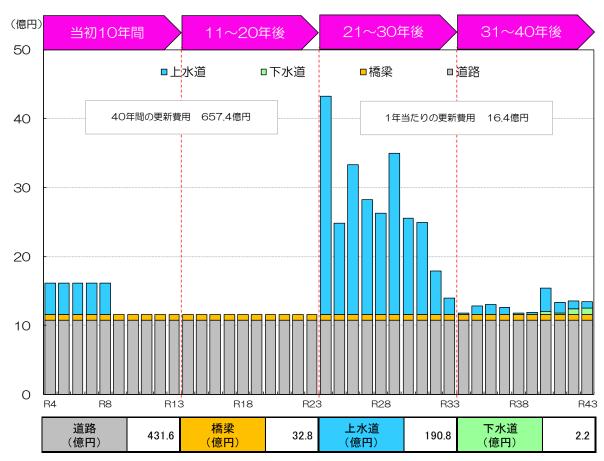


図3.2.5 長寿命化対策を反映した場合の見込み(インフラ資産)

【試算条件】

- ・道路:道路舗装部は20年で更新し、更新に係る総費用を40年間で等分する。
- ・橋梁:「平川市橋梁長寿命化修繕計画」におけるLCC(ライフサイクルコスト)を反映している。
- ・上水道管路:整備後60年で敷設替えする。

整備後40年以上経過している施設の更新費用は当初5年間に分割する。

・下水道管路:整備後75年で敷設替えする。

3)全体(公共施設及びインフラ資産)

令和4年度から今後40年間の更新費用の総額は1,157.8億円で、1年当たりでは約28.9億円となる見込みです。

単純更新した場合と比較すると、40年間で659.9億円、1年当たりで16.5億円の削減効果が見込まれます。

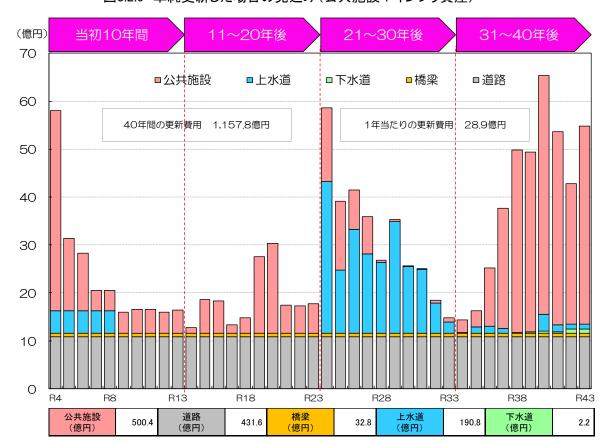


図3.2.6 単純更新した場合の見込み(公共施設+インフラ資産)

表3.2.1 長寿命化の取組における効果額(40年間)

単位:億円 長寿命化対策を 耐用年数経過時に 効果額 単純更新した場合 反映した場合 公共施設 823.1 500.4 322.7 994.6 657.4 337.2 インフラ 道路 575.6 431.6 144.0 橋梁 74.4 32.8 41.6 上水道 200.6 190.8 9.8 下水道 144.0 2.2 141.8 合計 1,817.7 1,157.8 659.9

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な 管理に関する基本方針

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1. 現状や課題に関する基本認識(3つの課題)

(1)公共施設の大規模改修・建替え等への対応

本市の公共施設は、建築後30年以上経過した建物が全体の約3割であり、今後、多くの施設の更新時期を迎えることとなり、仮に新規施設を建設せず、既存施設を大規模改修・更新した場合、今後40年間で約823.1億円が見込まれています。

現在の投資に充当している財源では、大規模改修・建替え等を継続することが困難な 状況が見込まれており、市の財政、行政サービス(機能維持)に重大な影響を及ぼす可 能性があります。

このような状況を回避するためには、総量を縮減するとともに、大規模改修・建替え 等に係る年度毎の費用を平準化させ、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設 の再編成・管理に取り組んでいく必要があります。

さらに、今後、計画的・戦略的な公共施設管理を推進するため、各担当課で管理している施設の情報を一元管理し、より効率的な管理・運営を推進する組織体制の構築を検討する必要があります。

(2)人口減少・少子高齢化社会への対応

本市の人口は、平成27年の3万2,106人から平成52年には2万5,190人まで減少すると推計され、人口減少と少子高齢化がこれまで以上に進行するものと思われます。

人口構成の変動による市民ニーズへの変化に対応するため、適正な公共施設の総量や 規模、機能の再編成を検討していく必要があります。

(3)厳しさを増す財政状況への対応

本市の財政状況は、今後の生産年齢人口減少に伴う税収の減少、高齢化社会の進行に伴う扶助費の増加等により、財政状況は一層厳しくなるものと予想されます。

また、建物の維持・更新費用の実績が年平均18.0億円に対して、<u>今後40年間では年</u> 平均20.6億円の費用が必要となると推計されたことから、限られた財源の中で、効率的 な公共施設の維持管理及び運営を行い、施設の機能維持を図っていく必要があります。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方(3つの視点)

現状や課題に関する基本認識を踏まえつつ、人口構成の変化に伴う市民ニーズの変化に対応しながら、全庁的かつ長期的な視点に基づき、公共施設の適切な管理・運営、安全で快適な利用環境を実現するため、以下の3つの視点を重視し、市民が必要とする行政サービスの維持・向上を図ることを基本方針とします。

視点1 供給量の適正化 「量」の見直し

将来の人口動向や財政状況を踏まえ、施設総量(延床面積)の縮減、公 共施設のコンパクト化(複合化・集約化、廃止及び取壊し等)により、「<u>供</u> 給量の適正化」を図ります。

◆ 供給に関する基本方針

施設総量の適正化

関連計画や重点施策との整合性、市民ニーズ等を踏まえ、人口等の社会環境の変化や財政状況、費用対効果を勘案し、必要なサービスの水準を確保しつつ施設総量の適正化を推進します。

機能の複合化等による効率的な施設の配置

住民サービスを継続する上で廃止できない施設(義務的な施設) は、周辺施設の立地や利用者状況を踏まえながら、機能の複合化や 更新等により、効率的な施設の配置及びニーズの変化への対応を検 討します。

視点2 既存施設の有効活用 「質」の見直し

老朽化の状況や利用実態及び需要の見通しを踏まえ、今後も継続していく必要がある施設については、計画的な修繕・改善による施設の品質の保持や機能の改善に努め、施設の長寿命化を推進し、「既存施設の有効活用」を図ります。

◆ 品質に関する基本方針

予防保全の推進

日常点検、定期点検を実施し、劣化状況の把握に努めるとともに、 点検結果を踏まえた修繕や小規模改修の実施により予防保全に努め ます。

計画的な長寿命化の推進

建築年代の古い施設については大規模改修の検討と併せ、長期的な修繕計画の策定や点検等の強化などにより、計画的・適切な維持管理を推進し、必要に応じて施設の長寿命化を推進します。

視点3 効率的な管理・運営 「コスト」の見直し

情報の一元管理や共有を図るための管理システムの構築、公共施設の将来の維持管理費用を平準化し、全庁的な推進体制の確立及び民間活力の導入の検討などにより、「効率的な管理・運営」を推進します。

◆ 財務に関する基本方針

維持管理費用の適正化

現状の維持管理にかかる費用や需要等の費用対効果を分析し、維持 管理費用や施設利用料等の適正化を図ります。

長期的費用の縮減と平準化

大規模改修・建替え等の費用の縮減と更新時期の集中化を避けることにより、財政支出の縮減と平準化を図ります。

民間活力の導入

指定管理者制度をはじめ民間活力の導入などの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。

3. 具体的な取組方策

(1)点検・診断等の実施方針

「公共施設等総合管理計画(総務省)」による指針

今後の公共施設等の点検・診断等の実施方針について記載すること。なお、点検・診断等の 履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・修繕・更 新を含む老朽化対策等に活かしていくべきであること。

1)公共施設

本市の公共施設は、築30年以上経過した施設に係る延床面積が全体の約4割であり、 緊急に大規模改修や建替えが必要な建物は比較的少ないものの、今後、築30年未満の 施設も含めた施設の更新時期が控えています。

建築物や設備の老朽化に伴う機能の損失を未然に防止するため、施設の点検・診断を実施することが有効ですが、その実施にあたっては、建設時から経過した年月及び 建築物の耐震性によって対処方法が異なると考えられます。

ここでは公共施設を建設時期によって、以下の表に示すように①旧耐震基準、②新耐震基準(前期)、③新耐震基準(後期)の3段階に分類し、それぞれの分類における 点検・診断の実施方針を整理します。

建築物の分類	要件
① 旧耐震基準	昭和56年以前の旧耐震基準で建築された施設とする。
② 新耐震基準(前期)	新耐震基準に適合するが、建築後15年以上経過した施設とする。
③ 新耐震基準(後期)	新耐震基準に適合し、建築後15年以内の施設とする。

表4.3.1 建築時期による建築物の分類

①旧耐震基準

旧耐震基準で建築されている施設については、必要に応じて耐震診断を実施し、安全性の確保に努めます。また、既に耐震改修済の施設や耐震性を保有すると判断された施設については、機能の維持向上に留意しながら定期的な点検を行います。

②新耐震基準(前期)

概ね30年が経過する施設については、既に大規模改修の実施時期を迎えていることから、施設の劣化状況の把握に努めるとともに、情報の一元管理を進め、大規模改修の実施の検討を進めます。

③新耐震基準(後期)

建築後の経過年数が短く、施設の整備水準が比較的高い施設が多いと想定されることから、長期使用を前提として、日常点検、定期点検の実施により、施設の劣化状況の把握に努め、建築後15年を目安に劣化調査等の実施を検討します。

2)インフラ資産

インフラ資産は都市の基盤となる施設であることから、施設性能を可能な限り維持 し、長期にわたり使用できるよう、「事後保全」から「予防保全」への転換を図ります。

そのため、定期的な点検・診断結果に基づき必要な措置を行うとともに、得られた 施設の状態や対策履歴の情報を記録し、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイ クルを構築し、継続的に取り組んでいくものとします。

(2)維持管理・修繕・更新等の実施方針

「公共施設等総合管理計画(総務省)」による指針

維持管理・修繕・更新等の実施方針(予防保全型維持管理の考え方を取り入れる、トータルコストの縮減・平準化を目指す、必要な施設のみ更新するなど)などを記載すること。

更新等の方針については、統合や廃止の推進方針との整合性や公共施設等の供用を廃止する場合の考え方について留意すること。

なお、維持管理・修繕・更新等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、老朽化対策等に活かしていくべきであること。

1)公共施設

施設の更新にあたっては、人口の動向や住民ニーズ、周辺施設の立地状況等を踏まえた適正な規模を想定したうえで機能の複合化や減築を検討し、効率的な施設の配置を目指すとともに、省エネ対応機器の導入等、トータルコストの縮減に努めます。

また、計画的・効率的な維持管理及び修繕による経費削減を図るとともに、点検・修繕、適切な時期に修繕を実施する「予防保全」を重視しながら、建物寿命を延命化し建替え等に係る負担の軽減を図ります。

2)インフラ資産

インフラ資産は費用対効果や経済波及効果を考慮して、新設及び維持保全をバランスよく実施します。また、施設の整備や更新にあたっては、各個別計画の内容を踏まえつつ、長期にわたって維持管理しやすい素材を使用するなどの改善を図ります。

(3)安全確保の実施方針

「公共施設等総合管理計画(総務省)」による指針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止されかつ今後とも利用見込みのない公共施設等への対処方法等、危険性の高い公共施設等に係る安全確保の実施方針について記載すること。

1)公共施設

日常点検や定期点検により施設の劣化状況の把握に努めます。また、災害時に避難 所等となる防災機能を有する公共施設もあることから、点検の結果をデータベース化 し、危険性が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえながら、 計画的な改善・更新を実施し、機能の維持、安全性の確保を図ります。

さらに、老朽化による供用廃止(予定含む)の施設や、今後とも利用の見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮し、施設の取壊しや除去など、安全性の確保を図ります。

2)インフラ資産

点検・診断等の実施方針を踏まえ、「予防保全」を進めながら各インフラ資産の安全 性の確保に努めます。

(4)耐震化の実施方針

「公共施設等総合管理計画(総務省)」による指針

公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、必要な公共施設等に係る耐震化の実施方針について記載すること。

1)公共施設

本市の公共施設のうち、耐震性をクリアしていない施設が約2割あることから、今後も「平川市耐震改修促進計画」に基づき、更新や耐震改修により防災拠点施設や避難所の耐震化を計画的に推進します。

2)インフラ資産

インフラ資産は利用者の安全性確保や安定した供給が行われることが極めて重要です。そのため、各施設の特性や緊急性、重要性を踏まえて、点検結果に基づき耐震化 を推進します。

(5)長寿命化の実施方針

「公共施設等総合管理計画(総務省)」による指針

修繕又は予防的修繕等による公共施設等の長寿命化の実施方針について記載すること。

1)公共施設

公共施設の長寿命化にあたっては、点検・改修などを計画的に行うとともに、内装 や設備機器の定期的な交換や、大規模改修の効果的な実施により、耐用年数の延命化 を推進します。

該当する施設は、「定期点検」や「予防保全」の結果を踏まえて計画的な改修を実施することにより、劣化の進行を遅らせ、施設の機能低下を長期間にわたって抑えていくことで、維持管理費用の抑制と平準化を目指します。

供用廃止(予定含む)する公共施設の中でも耐久性の高い施設については、用途変更を検討し内装や設備などの改造により長期間使用することを目指します。

また、これから大規模改修の時期を迎える施設は、長寿命化を併せて実施することで長期的な維持管理コストの縮減を図ります。

なお、今後新たに策定する個別の施設計画(長寿命化計画)については、本計画に おける方向性との整合を図りながら、計画の策定を進めます。

また、公営住宅については、「平川市市営住宅長寿命化計画」の内容を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを図りながら、計画を推進します。

2)インフラ資産

今後の財政状況や社会情勢等を踏まえ、「予防保全」によって、致命的な大きな損傷となる前に健全な状態を維持し、長寿命化を図りながらライフサイクルコストの縮減を図ります。そのため、構造物の状態を客観的に把握・評価し、優先順位を考慮しながら定期的な点検や修繕による適正な維持管理を図ります。

また、既に長寿命化計画を策定済みの橋梁については、「平川市橋梁長寿命化修繕計画」の内容を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを図りながら、計画を推進します。

(6)ユニバーサルデザイン化の推進方針

「公共施設等総合管理計画(総務省)」による指針

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定)におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化の推進方針について記載すること。

誰もが安全・安心に利用しやすい施設となるために公共施設等の改修・更新等を行う際には、利用者ニーズや施設の状況を踏まえ、ユニバーサルデザインの導入を推進します。

(7)複合化・集約化や廃止の推進方針

「公共施設等総合管理計画(総務省)」による指針

公共施設等の利用状況及び耐用年数等を踏まえ、公共施設等の供用を廃止する場合の考え方や、現在の規模や機能を維持したまま更新することは不要と判断される場合等における他の公共施設等との統合の推進方針について記載すること。

なお、検討にあたっては、他目的の公共施設等や民間施設の利用・合築等についても検討することが望ましいこと。

1)公共施設

必要なサービス水準を保ちつつ、施設の空きスペースを活用した機能集約や県・近隣市町村の既存施設の相互利用、代替サービスの検討などにより、施設の複合化・集約化や廃止を進め、施設総量(延床面積)のコンパクト化を図るとともに、維持管理経費の縮減を図ります。

また、現在利用していない施設や将来的に利用が見込めない施設などについては、 施設の利用状況、運営状況等を踏まえつつ、人口構成の変動や財政状況を考慮して、 保有の必要性を検討し、施設総量の縮減を図ります。

2)インフラ資産

今後の社会・経済情勢の変化や住民ニーズを踏まえながら、財政状況を考慮して、 中長期的な視点から必要な施設の整備を計画的に行います。

(8)総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「公共施設等総合管理計画(総務省)」による指針

全職員を対象とした研修や担当職員の技術研修等の実施方針を記載するほか、適正管理に必要な体制について、民間も含めた体制整備の考え方も記載することが望ましい。

1)庁内における意識啓発

公共施設等のマネジメントを推進していくためには、職員一人ひとりがその意義や必要性を理解して取り組んでいく必要があります。そのため、全職員を対象とした研修会の開催等により、庁内でのマネジメント意識の共有を図ります。

2)民間活力の活用体制の構築

公共施設等のマネジメントを推進していくうえで、「運営費の適正化」「市民サービス水準の維持・向上」を両立させていくことが極めて重要です。

本市ではこれまで、「平川市行政改革大綱」等に基づき、指定管理者制度の導入や事業の民間委託などを行ってきましたが、今後も市の直営施設のうち民間活用による効果が期待できる施設については、PFI等の導入を検討し、民間企業の資金やノウハウを活用して、事業の効率化や行政サービスの充実を図るための体制構築を目指します。PFI(プライベイト・ファイナンス・イニシアティブ)

公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方のことをいう。

3)情報の開示と市民との協働体制の構築

公共施設等のマネジメントを推進していくためには、実際に市民が利用する施設の 規模等の縮小や廃止等も視野に入れた検討も伴うことから、受益者である市民の理解 が必要不可欠です。

そのため、市民の方に公共施設等の市の状況を認識いただくとともに、その後のあり方を考えていただくため、市の財政状況や公共施設等の保有状況について、ホームページや広報紙等を活用した情報公開に努めます。

また、市民から広く意見を募り、公共施設等の総合的な管理に反映させる仕組みや、市民との協働による公共施設の維持管理のあり方について検討します。



第5章 推進体制

1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方

(1)全庁的な取組体制の構築

これまでは、公共施設の所管課ごとに保有する公共施設の維持管理や情報把握を推進してきましたが、今後は全庁的な取組体制を構築します。

そのため、公共施設等の情報の一元管理に関する仕組みづくりを進めるとともに、庁内の調整や方針の改訂、目標の見直しなどを行う部署の設置を検討していきます。

また、公共施設等のマネジメントの推進にあたっては、財政部局との密接な連携のもと、事業の優先順位等を検討していきます。

(2)情報管理・共有のあり方

公共施設等のマネジメントの推進には、人件費や修繕費等の維持管理費用、利用状況 や費用対効果など、必要な情報を適宜把握し分析する必要があります。

そのため、今回把握した各施設の情報を一元的に扱えるデータベースとして活用するとともに、今後は、各施設の所管課から修繕履歴や建替え等に関する情報を更新できる仕組みを検討します。

また、この仕組みで一元化されたデータから施設の利用状況や点検結果等を把握し、 そのうえで、施設の長寿命化計画策定のための基礎情報としての活用、余剰施設の抽出、 施設の再編・再配置に向けた検討を進めるとともに、固定資産台帳などとの連携を図り、 全庁的、横断的かつ効率的な管理・運営に努めます。

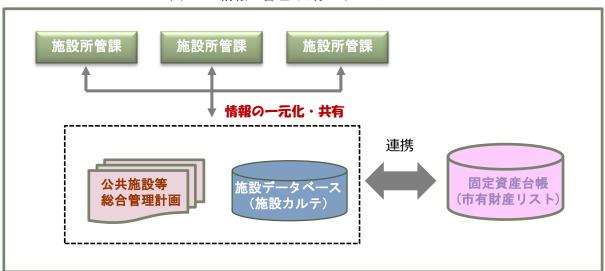


図5.1.1 情報の管理・共有のイメージ

2. フォローアップの実施方針

本計画を着実に進めていくため、以下に示す PDCA サイクルを実施していくことが重要です。

① 計画(Plan)

上位・関連計画との整合に留意して、本計画を策定します。

② 実施(Do)

本計画に基づき、点検・診断の実施及び結果の蓄積等による情報管理や、再編・ 再配置の実施方針の策定及び推進等による公共施設等のマネジメントを庁内横断 的に実施します。

③ 検証(Check)

供給、品質、財務の観点や、施設データベースの活用などにより定期的に評価・検証を実施します。

④ 改善(Action)

評価・検証の結果、機能の低下や利用者の減少などが認められた場合には結果 を踏まえて費用の削減や機能の更新などを実施します。

また、必要に応じて「計画(Plan)」を見直します。

平川市総合計画等 の上位・関連計画 公共施設等 公共施設等総合 総合管理計画 管理計画の策定・ 見直し Plan (計画) 機能の低下などが 認められた場合は 費用の削減、機能 更新等の実施 総括管理 Action Do (実施) (改善) 施設データベー (施設カルテ) - 点検・診断の実施及 び結果の蓄積等に よる情報管理 - 再編 - 再配置実施方 Check 針の策定及び推進 (検証) 施設カルテの活用 などによる検証

図5.2.1 フォローアップの実施イメージ



平川市公共施設等総合管理計画

- ◆発行年月 平成 29 年(2017 年) 3 月 (令和 4 年(2022 年) 3 月一部改訂)
- ◆発 行 平川市 〒036-0104 青森県平川市柏木町藤山 25 番地 6 TEL 0172-44-1111 FAX 0172-44-8619

URL https://www.city.hirakawa.lg.jp

◆編 集 平川市総務部管財課